史跡　土佐十一烈士墓保存活用計画について（概要）

国史跡土佐十一烈士墓とは

慶応４年（1868）、堺を警備していた土佐藩士が堺港から上陸してきたフランス将兵を殺傷した堺事件により、明治政府から切腹を命じられた土佐藩士11名の墓のこと。

〇史跡の概要

名　　称　土佐十一烈士墓
所　在　地　大阪府堺市堺区宿屋町東3丁53-2
指定面積　　約57.22㎡
所　有　者　堺市
指定年月日　昭和13年（1938）8月8日
管理団体　　堺市（堺市堺区南瓦町3番1号）

〇本質的価値

攘夷から開国和親へと政府の外交方針の転換期に生じた事件を伝える墓であるともに、明治時代以降、様々な顕彰活動によって整備され、現在まで大切に守られてきた墓として重要である。

〇新たな価値評価の視点

明治時代以降、土佐藩士だけでなくフランス将兵の犠牲者に対しても顕彰と慰霊をしていたことは、当時の国際関係の一端を示すものとして重要である。また、土佐十一烈士墓は近代遺跡では指定年月日が最も古く、近代遺跡史跡指定の嚆矢とも評価できる。

計画策定の沿革と目的

〇沿革

明治時代以降、切腹した土佐藩士を追悼する人々により墓所は整備された。顕彰碑が建てられたり、周年事業が行われたりするなどして、墓所は大切に守られ、昭和13年（1938）には国史跡に指定された。しかし、近年、墓石の劣化や台石組の傾斜など史跡の保存上、様々な課題が浮上してきた。

〇目的

本計画は、土佐十一烈士墓を確実に保存し、次世代に伝えるため、適切な保存活用の基本方針の策定を目的とする。

現状と課題（主なもの）

〇保存管理
・墓石が劣化している。
・成長した樹木によって、台石組や玉垣に歪みが、土塀に亀裂や漆喰剥離などの破損が生じている。

〇公開活用
・指定地が宝珠学園幼稚園内にあるため、恒常的な公開ができない。
・妙國寺など関連文化財との関連付けが不足している。

〇整　　備
・墓石の日常的な観察と定期的な撥水処理等の保存修復が必要。
・墓所の静粛な環境を維持し、見学者などを受け入れる整備が必要である。

〇運　　営
・関係団体と連絡を密にし、保存や公開活用に向けた意識を共有することが重要である。

大　　綱

〇墓所の確実な保存
最適の方法を用いて墓石の劣化を防ぎ、良好な状態の墓所を次世代に継承する。

〇開国期の歴史の伝承
開国期の騒乱を象徴する外交事件の当事者の墓である土佐十一烈士墓を通して、幕末の堺の歴史について理解を深める。

保存管理

墓石の劣化を防ぐ。土塀や玉垣を適切に保存管理し、墓所の良好な状態を維持する。指定願添付図面によれば、指定地内だけでなく、墓所に至る墓道や石燈篭など指定地外も含めて墓所空間が形成されていた。

この空間構成は、堺事件後の顕彰活動による整備の一定の完成形を示すと考えられることから、昭和13年（1938）指定当時の景観を参考にしながら保存管理を行うものとする。

史跡土佐十一烈士墓

公開活用

史跡土佐十一烈士墓は開国期の堺の歴史を伝える史跡であるため、豊かな堺の歴史を学ぶ場として活用する。ただし、指定地は宝珠学園幼稚園の園庭にあるため、幼稚園の安全を確保したうえで墓所としての性格を踏まえた公開を行う。

指定地外に点在する堺事件の関連地や顕彰碑などと史跡を有機的に結び付けた活用を図る。

史跡の来訪者を周辺の文化財に周遊を促し、地域の活性化につなげることを目指す。

整　　備

墓石の定期的な保存修復を行い、墓石の劣化防止をする。台石組や土塀、玉垣の修復は、き損の原因や使用材料などを検討をした上で、修復を行う。

現在園庭に埋もれている敷石を顕在化させ、墓所に至る動線を明示する。すでに移設されている顕彰碑のうち、指定願添付図面と一致する顕彰碑は原位置に復する。

史跡の価値や顕彰活動を示すため、解説板を指定地外に設置する。

墓石の劣化

台石組の歪み

運　　営

史跡の維持管理や整備は堺市が行い、適宜「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」、文化庁、大阪府の指導・助言を受けるものとする。

公開活用は、宝珠学園幼稚園、妙國寺、堺観光ボランティア協会と連携して実施する。

「堺事件を語り継ぐ会」など史跡の価値に関連した情報発信を行っている市民団体と協力しながら、価値を広く伝える情報発信する。

観光ボランティアガイドによる案内

「堺事件を語り継ぐ会」実施の講演会

※令和2年度～令和11年度までを短期目標、令和12年度以降を中長期目標に区分し、各時期に施策を実施していく。
※本計画は令和２年３月31日に策定し、令和２年12月18日に文化庁長官より認定された。